

第802回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成22年5月14日（金）午後1時30分から
場 所：教育委員会会議室（県庁16階）

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第801回教育委員会会議録の承認について

4 第802回教育委員会会議録署名委員の指名

5 議 事

第1号議案 平成22年度政策評価・施策評価基本票の作成について（総務課）

第2号議案 職員の人事について（教職員課）

第3号議案 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について（特別支援教育室）

第4号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について（高校教育課）

第5号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について（生涯学習課）

6 課長報告等

平成23年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考について（教職員課）

7 資 料（配付のみ）

（1）新県立高校将来構想について（教育企画室）

（2）各県立高等学校の特色等一覧について～取組とキャッチフレーズ～（高校教育課）

8 次回教育委員会の開催日程について

9 閉会宣言

第802回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成22年5月14日(金) 午後1時30分から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 大村委員長, 佐々木委員, 小野寺委員, 勅使瓦委員, 佐竹委員, 小林教育長
- 4 説明のため出席した者
菅原教育次長, 高橋教育次長, 吉田総務課長, 鈴木教育企画室長, 菅原福利課長, 後藤教職員課長, 熊野義務教育課長, 菊池特別支援教育室長, 氏家高校教育課長, 雫石施設整備課長, 山内スポーツ健康課長, 西條参事兼生涯学習課長, 後藤文化財保護課長ほか
- 5 開 会 午後1時30分
- 6 第801回教育委員会会議録の承認について
委 員 長 | (委員全員に諮って)承認。
- 7 第802回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について
委 員 長 | 佐々木委員及び勅使瓦委員を指名。
| 本日の議事日程は, 配付資料のとおり。
- 8 議 事
第2号議案 職員の人事について
第3号議案 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について
第4号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について
第5号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について
委 員 長 | 第2号議案から5号議案については, 非開示情報が含まれていることから, 審議については秘密会としてよろしいか。
| (委員全員に諮って)この審議について秘密会とする旨決定。
| 秘密会での審議は, 次回教育委員会の開催日程決定後に行う。

第2号議案から第5号議案までの会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

第1号議案 平成22年度政策評価・施策評価基本票の作成について
(説明:教育長)

「平成22年度政策評価・施策評価基本票の作成について」を説明申し上げる。

資料は1ページから31ページまでとなる。

資料の2ページをご覧いただきたい。今回は平成21年度事業について, 自己評価としての基本票を作成するものである。

この政策評価・施策評価を行う目的は, 1つ目として, 客観的な評価を行い, 政策判断に必要な情報を提供すること。2つ目に, 評価結果をもとにして, 効果的・効率的で質の高い行政を目指すこと。3つ目は, 評価に関する情報を公表し, 県民に対する説明責任を果たし, 行政運営の透明性の向上を図ることである。

評価は, 県政運営の基本的な指針として県が平成18年度末に策定した「宮城の将来ビジョン」に掲げる14の課題を政策, 33の取組を施策とし, そのうち, 教育委員会関係部分である1政策, 5施策を対象に行うものである。

政策は、それを構成する施策の必要性や有効性を考慮し、施策の成果等から見た政策の成果、進捗状況などから評価を行う。施策は、構成する事業の必要性や有効性を考慮し、目標指標等の達成状況や、事業の実績及び成果、進捗状況などから評価を行うものである。

なお、目標指標については、「宮城の将来ビジョン」第1期行動計画期間である平成19年度から21年度までの3年間となっている。

政策評価・施策評価の主な流れについては、今回作成した基本票について、知事部局と合同で行政評価委員会や一般県民からの意見聴取を行い、最終的な評価について教育委員会で審議の上、県議会に報告し、公表することとなる。

3ページをご覧いただきたい。これは今回の政策評価・施策評価状況の一覧である。

4ページをご覧いただきたい。政策評価、施策評価、目標指標等の判定基準である。

政策・施策評価については、今回は資料にある4段階。目標の達成度判定について、「A・B・C」の3段階と「N」の判定不能の4区分となる。

政策評価の判定としては、5ページ及び6ページになる。「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」について、政策評価を行った。

政策を構成する3つの施策の内、施策番号15の「着実な学力向上と希望する進路の実現」及び施策番号16の「豊かな心と健やかな体の育成」については、「やや遅れている」と判断していることなどから、政策全体としては「やや遅れている」と評価を行った。

施策評価としては、7ページから31ページまでとなる。

施策番号14の「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」については、7ページに施策の目的、その実現のために行う施策の方向、社会経済情勢等の状況、県民意識調査の結果を、8ページに目標指標等の状況、9ページ下段から10ページに施策を構成する事業の状況をそれぞれ記載している。

なお、県民意識調査については、平成21年度調査は休止であった。以降、1年おきに実施するということであるので、昨年度、一昨年度の結果のみとなっている。

これらを総合的に勘案した結果、9ページ上段の「総括」としては、「概ね順調」と評価している。施策を推進する上での課題等としては、この施策が県民に十分浸透しているとは言い難く、普及・啓発を図っていくことが重要であると考えている。

11ページから17ページをご覧いただきたい。施策番号15の「着実な学力向上と希望する進路の実現」についてである。

まず初めに、目標指標について12ページとなる。国の全国調査が始まったことを踏まえ、第1期行動計画策定時に想定していた県の学習状況調査を、平成20年度からは実施していない。このため、小・中学生の学力の定着状況を示す目標指標については、実績値が算出できないということで「N」とし、全国学力・学習状況調査の結果をもとに、施策を評価することとしている。

16ページについて、施策を構成する個別の事業については、「概ね効率的」または「効率的」に実施され、その成果があったとしているが、全国学力・学習状況調査において、小学生の全ての教科で全国平均を下回っており、また大学への現役進学達成率を示す指標が目標を下回っていることなどから、16ページの「総括」としては「やや遅れている」と評価している。

施策を推進する上での課題等としては、主体的な学習習慣の形成や、確かな学力の定着、希望進路達成のための指導体制の確立が必要であるとともに、望ましい職業観や勤労観の育成等が必要であることを踏まえ、先般策定された県教育振興基本計画の中で重点的取組の1つに掲げられた「志（こころざし）教育」に、今後、力を入れて取り組んでいくことが必要であると考えている。

次に、18ページから22ページをご覧いただきたい。施策番号16の「豊かな心と健やかな体の育成」についてである。19ページに記載している不登校児童生徒の在籍者比率については、小・中学校とも目標値との乖離が広がっていることなどから、21ページの「総括」は、「やや遅れている」と評価している。

施策を推進する上での課題等としては、体験活動の改善と継続実施、関係機関との連携による問題の早期発見・早期対応、きめ細かな教育相談体制の確立などを挙げている。

23ページから27ページをご覧いただきたい。施策番号17の「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある

教育環境づくり」についてである。26ページ下段及び27ページに記載されているとおり、施策を構成する各事業はいずれも「概ね効率的」に遂行され、初期の成果を挙げていると判断しており、また目標指標も達成していることから、26ページ上段の「総括」は、「概ね順調」と評価している。

施策を推進する上での課題等としては、県教育振興基本計画や県立高校将来構想の推進、全県一学区制への移行を踏まえた対策等を進める必要があると考えている。

28ページから31ページをご覧いただきたい。施策番号23の「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」についてである。30ページ下段及び31ページの施策を構成する各事業の実績からは、いずれも一定の成果が見られるということや、目標指標の状況は目指すべき方向に推移していることなどから、30ページ上段の「総括」は、「概ね順調」と評価している。

施策を推進する上での課題等としては、限られた予算の中で、いかに効果的に県民のニーズに対応し、サービス向上を図るかが重要であると考えている。

概要については以上のとおりである。よろしくご審議のほどお願いする。

(質 疑)

小野寺委員 個別の施策について審議をすすめるという理解でよろしいか。

委員 長 最初に全般で何か意見をお願いしたい。

小野寺委員 最初に全般的なことを審議し、その後に施策ごとの審議を行うというすすめ方によるか。

委員 長 そのようにお願いする。

小野寺委員 地教行法の改正によって、教育委員会における審議を行うことになって、この政策評価は3回目となる。私は、この政策評価の審議は教育行政で非常に大事なものと考えている。経年の計画の3年間を見ると、5項目ある施策の評価は、「概ね順調」が3つで、施策番号の14、17、23である。それから、「やや遅れている」のが2つで、施策番号の15、16となっている。それで、教育庁全体の政策評価は「やや遅れている」となっている。これは3年間変わらない状況となっている。

教育の施策というのは、すぐに見える形で成果が表れにくいものとする。定量的に、数値に表せない面を持っている。いまの説明によれば、施策を構成する個々の事業については、ほとんどにおいて「成果が上がっている」、あるいは「効率的」という評価が行われている。しかしながら、政策評価にいたると「やや遅れている」という評価である。

教育に対して、県民は、そのもつ重要度とか、関心の度合いは非常に高いものがある。しかし、その県民の期待に、本当に応えているだろうかと自問したとき、私も委員として反省の気持ちが生じるし、そのことを厳しく受け止めなければいけないと考えている。

そのような意味を含んだ上で、教育長としてこの結果をどのようにとらえているのか。あるいは、これから「教育振興基本計画」がスタートするが、この評価を踏まえてどのように取り組んでいくのか。その点について総括的に伺いたい。

教 育 長 県では、この行政評価に関連して、県民の意識調査を継続的に実施しているが、その結果からは、県民の行政に対する関心の度合いは、教育と福祉、医療といった分野について非常に関心が高い。しかしながらその一方で、それに対する満足度が低いということになっている。そのようなことから、現状においては、県民の期待に応えきれていないという認識を基本的に持っている。

平成20年度、平成21年度と検討を行い、「県教育振興基本計画」あるいは「県立高校将来構想」が策定されてきた。その策定のプロセスにおいて、現状の問題点や課題等を十分に踏まえてきたという経緯もあることから、これから、その基本計画や将来構想を着実に推進していくという中で、全力を尽くし、県民の期待に応えていきたいと考えている。

委員長

私の所見を述べたい。この行政評価の審議は3年目である。それ以前は、教育委員会会議での審議を経ずに、教育庁での評価を、知事部局の行政評価委員会に提出して議論を行っていた。それが、地教行法の改正への対応ということもあり、評価の内容について、教育委員会会議で審議を行うということになって、今回で3回目である。

言葉が悪いかもしれないが、審議の1回目のときは、一生懸命の部分が「概ね順調」という記載になり、その「概ね順調」という雰囲気が強くていたため、委員側からはかなりの批判があった。「概ね順調とは言っても、実際はまだまだではないか。」「目標は高くあるべきではないか。」「そこまで、まだ達していないと見るべきではないか。」という話が出ていた。小野寺委員の話にもあったが、その当時から状況に変化はない。「やや遅れている」という部分と、「概ね順調」という部分が合わされたところで2年目になり、3年目の今年もほぼ同じ状況である。

まず施策評価だけを取り上げてみると、どれもあまり変わっていない。努力はしているが、なかなかうまく達成していないというのが多い。例えば、「概ね順調」と評価されている「特色ある教育環境づくり」の話や、「生涯学習のための地域での活動」にしても、本当はもう少し何かを行わなければならないという思いがあり、いろいろと努力はしているものの、いまの状況となっていること。その状況と、「やや遅れている」と評価されている「着実な学力向上」などの部分は、私としては、実はあまり差異はないと思っている。ただ、文科省の調査等で学力の結果や基準がはっきり出てきているため、学力にしろ体力にしろ、宮城県が全国平均より低調な状況では「概ね順調」とはなかなか言い難いということで、「やや遅れている」という評価になるのだろうと思う。そういう意味で言えば、この「特色ある教育環境づくり」も「生涯学習」についても、「本当はもう少し頑張ってもらいたい。」という気持ちがある。

だからといって、無策で何もしていないのかと言うと、そういうわけではなく、それこそ一生懸命に、色々な施策を行っていることは事実である。その部分の評価をどのように行うのかと熟慮するが、事前に送付された資料を見て悩み、そこから悩みっぱなしになってしまう。そういう気持ちの状況が、今回で3回目となる。

色々努力はしているものの、我々が行わなければならないことは、本当に数多くあることから、「もっとチャレンジをしなければいけないのではないか。」という思いになってしまうということである。

佐々木委員

個別の施策についてである。評価ということになると、数値として明確に示せるところで力を入れるということが、一番のよいやり方というか、得なやり方になるのだろうと思う。そういう面では、「学力向上」の部分は、データとして結果が出やすい、努力しやすい分野だろうと考える。

だからといって、進学率が良いとか学力が良いとかと、直接的な物の見方をするつもりはないが、つい最近、一つの実績として、仙台三高では国公立大学の現役合格者数が、かなり増加したという新聞記事を見た。それによると、1年生のときからみんな取り組みを始め、先生方の間でも連携を取り、システムチックに学力向上を目指したということで、その頑張りについて、結果が伴った一つのよい例であるところである。

取り組んでいる姿を見せる、見せないは別として、県民の方々も、そのような形で学力の向上を示されるということはおそらく願っていることだと思う。親として、自分の子どもを学校に預けるに当たって、全国での学力順位ががんばしくない県であるよりは、「普通に、みんなと一緒に頑張れば、願い得るレベルに達することができる」学力位置の県である方が、親の安心度が全然違うと思うので、ある程度の学力のレベルアップは必要だと思う。

確か「学力向上サポートプログラム事業」が、この数年間における学力向上のため

の大きな事業だったと思っている。仙台三高でそれがうまく機能したのかどうかということも含めて、その事業が、どのような活動で、どのような成果を上げたのか教えていただきたい。

教 育 長

仙台三高の状況については、高校教育課長から説明をさせていただきます。

ただいま、佐々木委員の話にあった学力向上サポートプログラム事業は、平成20年度からスタートしており、県内の小・中学校に、「学力向上チーム」の指導主事が直接行って、その場でダイレクトに指導するという活動を行っている。そのため、この活動と仙台三高がよい実績を上げていることとは、直接的には結びつかないものと考えられる。

高校教育課長

仙台三高に限らず、全般的に、学力向上について平成10年度から段階的に取り組んできたのは、「みやぎ高校教育充実支援事業」というものである。かなり幅広く相当数の学校を指定してきたところである。進学を重視するところ、就職を重視するところ、そして特色づくりを重視するところということで、5年間継続してきた。

その後さらに、「基礎学力向上事業」を義務教育課と高校教育課で連携を取りながら実施してきた。仙台市内の学校も指定するなど、様々なスタイルで事業をすすめてきたものである。事業ベースは大体3ヶ年となるので、そのサイクルで、繰り返し対象学校の指定を行ってきた。

その中における成果を情報共有するため、教務主任会議、進路指導主任会議、学年主任研修会等を行い、どのように学校現場でシステム化・プログラム化を図れば、より学力が向上し、生徒の考えている「学び」、そして地域の活性化につながっていくかということ、学校ごとに検討をしてもらっている。

そのようなことから、仙台三高だけではなく、平成の時代になった当初と比べれば、県内における大学進学率は全体として伸び続け、現在は確か全都道府県中でも30番台の前半まで上がってきている。そういう点から申し上げれば、隔世の感があるというのが感想である。

その中の1校として、河北新報の記事に取り上げられたのが「仙台三高」であったものである。学校内で色々な方策を立て、1年生の段階から計画的に、細やかな生徒指導を行っていた。進路シラバスの作り込み、細かな面接、習熟度別の授業の実施などである。

これらは、学校現場だけの結果ではなくて、例えば本庁の教職員課が、これまで教員のキャリア形成を踏まえて人事配置を行ってきたこと、さらには小学校からの学力底上げに取り組んできたことなど、複数の要因によって功を奏してきたのではないかと考えられる。ただ単に勉強だけを求めるのではなく文武両道の部分、つまりスポーツも含め、あるいは生徒会などの校外的な活動も含めて、充実した高校生活を子どもたちに送らせる中で達成した、一つの成果ではないかということである。

進学実績というのは、数字結果の上がり下がり目に見えがちであるが、今回のように取り組んだ結果として効果がでたということで、新聞紙上をにぎわした例となっている。今後ともそのような各学校の成功例、あるいは失敗例も含めて情報共有をしながら、さらに高校の支援に取り組む必要があると考えている。

佐々木委員

わかりました。もう一つ、お伺いしたい。宮城県の学力の中で、特に目立っているものに小学校の学力が低いということがあったと思う。その改善のために、どのような取り組みが行われたのか教えていただきたい。

義務教育課長

小学校ということであるが、中学校も含めて、高校と同様に学力向上の支援事業を実施しているところである。「学力向上サポートプログラム」として、本庁から指導主事が出向き、教育事務所の指導主事と一緒に学校の支援を行うという事業を平成20年度から続けており、5年計画となっている。県内には小学校が312校、中学校

が150校あり、5年間でこの全部の学校に直接行って、指導を行うということである。昨年度は101校が対象となり、今年度は120校が対象である。いつも行っている年間1回の指導主事訪問とは性質が異なる。このサポートプログラムでは、年間3回の指導主事訪問を行い、継続的に学校を支援していく。その中では、いままでの校内研究のあり方、先生としての姿勢、授業に取り組む姿勢など、細かいところまで手を差し伸べ、その対応について学校現場の声も聞きながら、改善を図っていくということである。

いままで取り組んできた事業の中で、各学校からは「この取組は非常に有り難い。」という声を得ている。そして、次の年も指導を受けたことや、改善が必要な部分について、学校として取り組んでいるということであるので、少し長い目で見てもらう中で、徐々にその成果は出てくるものと考えている。

学校では引き続き授業を見せるだけではなく、昨年度指導訪問した101校のうち85校では、模擬授業の実施に取り組み、自ら教員を鍛え合うという前向きな改善の動きがすすんでいるところである。そのような取組現場を、引き続き見守っていただければと思っている。

佐々木委員

その施策としては予算が減らされているが、何か理由があるのか。資料11ページを見ると、平成20年度は事業費として予算が多かったが、平成21年度には減っている。一番力を入れて色々な取り組みをしてほしいところで減っているというのは、なぜなのかと思った。

もちろん予算が全てではなく、人が大事であると思うが、「その人を育てる」、あるいは「人を動かす」ということには、予算というものも大きな力になると思うので、十分な予算をそこに投入して、色々な取り組みを実施してほしいと考える。

義務教育課長

いま手元に細かい予算の配分資料がないが、説明させていただいた「学力向上サポートプログラム」は、少し幅を広げて取り組んでいくところである。例えば、インターネットで閲覧できる「みやぎ単元問題ライブラリー」という仕組みを始めている。これは、小学校1年生から中学校3年生までの、国語と算数・数学についての授業でも使用できる膨大な問題集である。インターネットを介して、ウェブブラウザ上から開ける状況にしたものである。それについて学校の要望もあり、今年度は算数を家庭でもウェブブラウザで閲覧できるようにしている。来年度は国語について実施する予定であり、いままで作成してきた膨大な問題データを、家庭でも手軽に活用できるようにするというので、少しずつ取り組みをすすめている。

そのほか、地域学習支援センターをいくつかの県立高校内に設置し、夏休み中の小中学生の子どもたちに対して、自主学習の場を提供するなど様々な事業を実施しているため、全体的な施策の予算配分として、そのような状況になっている部分があると考えられる。

いずれにしても、力を入れて取り組んでいくものである。教育の成果として数字で表れるという部分は、頭の痛くなる部分ではあるが、先生たちによる意欲的な取り組みが根を下ろし始めているところでもあり、そのような先生たちへの支援をきちんと行い、また充実した指導にも努めていきたいと考えている。

小野寺委員

全体的な総括としては、この評価は妥当なものであると思う。先ほど委員長が述べたことと、私も大体同じ意見である。教育委員会としての反省を持ちつつ、まだまだやらなければならないこと、チャレンジしなければならないことがあるという認識である。

それで、佐々木委員から学力や進路についての話が出たので、そのことについて、私自身が感じていることを述べておきたい。

事前にこの資料に目を通していたところ、施策「着実な学力向上と希望する進路の

実現」の目標指標には、家庭の学習時間から就職決定率など、5つぐらいの指標がある。私は、これが施策の中で一番分かりやすい目標・指標だと思うのだが、やはり「N（判定不能）」が多い。「N」が多いという点は、小5を小6に、あるいは中2を中3に置き換えても、おそらく同じ結果になる。そんなに見当は外れていないと見ている。

私は、学校現場における学力に対する意識は、随分と変わってきていると思う。何か追い立てられているようなところもあるが、やはり以前とは意識が変わってきているなという印象を受けている。全国学力テストの結果は、小学校については確かに良くはなかった。しかし、中学校では数学のA問題以外は、初めて全国平均を上回る結果となった。その点から考えれば、着実に学校も先生も頑張っているし、向上していると見て取れる。

ただ、どうしても全国と比べると、その平均よりは上になっていないことから、「やや遅れている」という評価をせざるを得ないのだろうと思う。しかしながら、その内容を見ると、私は前進しているという評価である。

この学力向上の方策について、3つの視点が示されている。1つ目は、指導力あるいは授業力の向上。2つ目はいわゆる生活習慣。学習習慣と言うが生活習慣である。3つ目が、教育環境の整備となっている。この3つの方針は、間違いのないところと思っているので、これを進めていくことが重要であるが、その中身がマンネリ化しないようにしなければいけないし、何度も話しているとおり市町村や学校現場と意識を共有して、一体となって進めなければ、効果は上がらないと考える。

そこで、私自身感じていることを2点申し上げたい。さきに学力向上支援チームの話が出たが、この取組教科として昨年度から「算数・数学」に加えて「国語」を入れている。いまの子どもたちは、書いたり読んだりする環境に、あまり恵まれていないと思っている。だからというわけではないと思うが、昨年度の全国学力テストにおける小学校の国語の結果は良くなかった。えっと思うような結果だったと記憶しているので、学力向上の取り組みを「国語」に広げていくということは適切であるし、実態に即しているといえる。

現場の先生たちはよく、「算数・数学の問題も、国語力がないから解けない。」と言うし、あるいは企業の採用関係者に聞いても、「いまの人たちは面接はいいが、作文ができない。」と言うので、そういう点からも「国語」に目を向けることは適切であると思う。

もう一つは、やはり授業力である。先生たちは一生懸命に頑張っており、宮城県のデータを見ると、授業の理解度は全国平均を上回っている。このことはいいことだと思うが、分かる授業を行い、さらにそれが家庭学習に結びつき、児童生徒の学習意欲を高める授業になってこそ、初めていい授業となるし、それが授業力であると思っている。

佐 竹 委 員

これで3度目の評価だということであるが、私にとっては、初めてこの評価シートを見る機会となっている。グラフなどを見ると、出発点の時よりは、少しずつ評価が上がっていると感じる。なかには下がっているものもあり、不登校児童の部分が下がっているが、学力向上については概ね向上している印象である。しかしながら全国平均と比べた場合、「やや遅れている」という評価になってくるのだろうと考える。

この評価、実質、始めてからいままで3年間やってきており、まだ「やや遅れている」という評価であっても、学力向上というのは一気に成果が出るものではないだろうし、徐々に上向きに改善してくるのが一番いいのだろうと思うので、これらの取り組みに間違いはないと考える。

そうは言ったが、この「やや遅れている」という部分に関して、ずっと「やや遅れている」が続いており、いまも大きく変わっていないということであり、その点、そ

の原因についてどのような把握をしているのか伺いたい。

それから、施策については、「このくらい実施している。」と思うほど、私は非常に一生懸命考えて行われていると思う。私たち教育委員会委員の意見でもある「みやぎらしい」という言葉もたくさん使われており、私たちの考え方を網羅して行われていると思ったところであることから、この先に進むには、この「やや遅れている」ということの認識と、その原因と考えられる部分を明確にしておかないと先に進んでいくとできないのではないかと考える。

教 育 長

全体的な問題としてお答えする。委員のお話のとおり総括的に見れば、良くなっている傾向にあると考えている。ただし、昨年度の教育委員会会議において、この評価について各委員から受けた指摘も踏まえ、自らの取り組みを厳しく評価する姿勢が必要ではないかと考えるところである。事業の成果は現れつつあるが、そこに満足することなく、さらなる取り組みをすすめていくという意味を込めて、「やや遅れている」という捉え方であると認識している。

勅 使 瓦 委 員

施策番号14について、以前から会議の場で申し上げているが、特に「協働」に係る部分である。ここについての満足度が下がってきているということは、「みやぎらしい協働教育推進」ということでスタートした当初の狙いが、希薄になって来ているのではないだろうか。ある程度やむを得ない部分はあると思うが、事業自体のコンセプトの部分が徐々に薄れていき、それが明確になったのではないかと感じている。

その原因の大きなものとして、文科省の「学校支援地域本部事業」に、協働教育の部分が大きく移行せざるを得ないという状況があるのではないかと考える。立ち上げ当初の“みやぎらしい協働教育推進事業”については、宮城県独自で予算をきちんと確保して、2年から3年の継続事業を行うということであったが、この学校支援地域本部事業が立ち上がってからは、県としてこの協働教育に予算を配分しなくなったのだらうと考える。

しかしながら、文科省のこの事業は、非常にエリアが限定された地域、東京のどこかで実践したことを、そのまま各県に持ち込んだことから、各地域の実情に合っていない。当然、宮城県内でもきちんと馴染まない、合わない部分が多いものである。

この「みやぎらしい協働教育」のコンセプトの一つとして、地域住民が学校に入り込んで、地域の人たちも生き生きと、喜びを感じながら、学校を支援していくという狙いがあったはずが、「学校支援地域本部事業」をすすめたことで、地域コーディネーターの重要性が高くなりすぎて、学校を取り巻く一般の地域住民の関わり度合いが低くなっている。学校に関わり、地域住民が喜びや生きがいを感じながら学校教育を支援していこうする部分が、実際に希薄化しており、私としてはそこが一番心配である。そういう観点から、この事業をさらに継続的に推進していくということであれば、当初のコンセプトを再確認することが必要である。いま各地域の核となって実践している事務局なり、学校現場というところで、もう一度、この事業のスタート当初の「想い」というものを、呼び起こすことが必要であると感じる。

今年度も学校支援地域本部事業を、さらに継続していくものであるが、その事業も当初の施策を立案した段階と比べて、その目的と実際の現場が乖離してきている気がする。その部分をもう一度原点に戻って実施すれば、さらに良くなるのではないかと考える。難しいことだとは思いますが、地域コーディネーターだけに大きな負担をかけずに、そこをうまく活用しながら、もっと地域住民も活用していく、コーディネーターとうまく融合させていくという部分を、再構築できる仕掛けについて検討していただきたい。

教 育 長

行政による取り組みというものは、数年経過してしまうとどうしても当初の狙いや意気込みが薄れる、あるいは変質するという傾向が一般的に出てきてしまう。この「み

「みやぎらしい協働教育」についても、そのような現状にあるという反省をしなければならぬと思っている。

先ほど話した「県教育振興基本計画」の中においては、学校、家庭、地域の強固な絆を作っていくことを強調しており、その中の文言としても「みやぎらしい協働教育」ということを打ち出しているところである。委員からのご指摘のように、当初の理念をもう一度確認して、役立つ事業の組み立てを行いたいと考える。

小野寺委員

勅使瓦委員の言う「みやぎらしい協働教育」の事業が弱くなっているということは、私も同感である。行政の施策として、3年ぐらい行くとリニューアルするので、目的が薄れるということはある。確かにそう思う。やはり地域とか、家庭とか、学校とかの連携は、教育の土台であり、その土台が安定していればいい教育ができる。しかしながら、いまはそれが安定していないので施策を打つものの、何年かして希薄化してしまうということである。いま教育長の話にあったように、そもそもの「理念」というものは、とにかく継続していかなければならない。そういう意味では、昨年度立ち上げた21本の「協働教育事業」はどうなっているのか心配なところである。

それから、文科省の「学校支援地域本部事業」については、勅使瓦委員の話は参考になる。確かに地域コーディネーターの役割が大き過ぎると思う。

この事業は、国の委託事業で3年間のものであったと記憶しているが、来年度まであるのだろうか。今年度限りだったろうか。

生涯学習課長
小野寺委員

今年度の平成22年度までとなる。

今年度限りというところで県内の状況を見ると、地域によっては、この事業を受けていないところがある。「コーディネーター」の部分に難色を示して、事業を受けないという話を聞いているので、勅使瓦委員の提案は参考になると思う。形式的に行うこと以外の部分で、何か工夫を加えるということが必要である。

それで、いわゆる地域の教育力といった場合に、保護者を含めた地域の住民が、例えば子どもたちの登下校のボランティアや、野外活動等のボランティア、あるいは農業体験や体育の指導者になってきており、昔のような関わり方にまで戻ることはできないが、そのように学校に関わろう、子どもたちに関わろうという動き、「子ども・学校応援団」的な動きが出てきていると思う。その部分を押し出してあげるのが、「みやぎらしい協働教育推進事業」であり、その事業による成果であると考えられる。そのためにもこの事業をすすめていかなければならないと考える。

そのときに行政として、県として何をすべきかということになれば、そのようなボランティアの養成を行いつつ、その人たちが活躍できる場面を市町村と一緒に考えていかなければならないと思う。いわゆる「コーディネーター」だけが表に立つのは、どうであろうかということである。

そのことに関連して、いま学校では、確かに色々な学習支援であるとか、地域等の人材支援を取り入れた活動を行っているし、必要なことだと思う。「ゆとり教育」がだいぶ批判されたが、そのように学校が開かれてきたのは、その「ゆとり教育」の成果である。「ゆとり教育とは何だったのか。」と色々言われるが、そういう成果を認めるべきと思っている。来年度から、新しい学習指導要領が小中学校で始まるが、子どもたちの体験学習的なものが縮小するのではないかと心配である。学校現場でも同じ不安を感じているようだが、どうだろうか。

生涯学習課長

学校支援地域本部事業については、今年度で3年目となるが、県としては、毎年度の事業が終了後、アンケート調査を行い、市町村あるいは市町村教育委員会における当該事業への評価の把握を行っている。

確かに、勅使瓦委員ご指摘のとおり側面も否めないところであるが、この事業の導入により、県内全体で、協働事業に取り組む市町村、あるいは市町村教育委員会の

裾野が非常に広がっており、そのような面では、非常に効果があったと言えるもので、市町村からもそのような評価を得ているところである。

とは言うものの、勅使瓦委員ご指摘のように、大都市で実践されていたものをそのままのスキームで各市町村に導入せざるを得なかったことから、これまで行ってきた「協働教育」とは違った形で学校に関わることとなるため、「画一的でどうもやりづらい。」という市町村側の評価も確かにある。

県としては常に現場調査を実施しているので、こうした意見も取り入れながら、今年度で終了するこの事業の後について、どのような形で「協働教育事業」をすすめるのが望ましいか、検討していきたいと考えている。

義務教育課長

小野寺委員ご指摘の部分で、小中学校で体験学習が縮小されるのではないかということについて、来年度の教科書は25%から30%ぐらいの増ページになるため、大変になるのではないかという懸念の声がある。しかしながら、その増えるページの内容を見ると、例えば理科の実験を深く読み取るページであるとか、算数・数学などでは考える力を育てようとする具体的なものを活用した部分でのページ増加になっている。その点を考えれば、以前から言われていた「ゆとり教育」本来の「ゆとり」部分、つまり、教科の中で考え、追求し、探求したりするというところにしっかりと取り組んで、その力を育てていこうとする部分が、教科書に盛り込まれていると実感できる。そういう意味では、子どもたちが外に出ていく時間について、体験学習としての大きな取り組みも含めてとなるが、そのような取り組みがおろそかにならないような情報発信に努めていきたいと考えている。

佐竹委員

この評価票の資料は、非常に勉強になる。まず、施策番号14「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」というところで、「はやね・はやおき・あさごはん」の記載がある。もちろん、朝ごはんを食べてくる子どもたちが増えているということで、いい方向に進んでいると思うところである。いま食事のことで一番問題となっているのが「欠食」であり、おなかを空かせているのは、勉強がおろそかになるということはそうであろうし、精神的な安定のためにも必要であるということはそうであると考えているが、そこにおいて最近、「個食」ということが多く見られる。「欠食」を問題視するということは、イコール「個食」というものについても考えていかなければならないのではないかと考えている。

朝食でも、昼食でも、夕食でも構わないが、朝食であれば一日のスタートを切るにあたって、「個食」ではなく、家族みんなでご飯を食べるという状況が理想的であると思うので、その点について、広く呼び掛けをするべきではないかと考える。

次に、地域との連携についてである。勅使瓦委員の言うとおり、やはり地域のコーディネーターにだけ負担が掛かるということは、望ましくない状況であると思う。しかしながら、行政が主体をとると、経年で意気込みが弱まるとの話を伺い、それもまた現実のところであろうと考える。その意気込みを弱めないために、何を行えばいいかということでは、今般の「教育振興基本計画」にもあるとおり、NPO法人との連携で、新しい風を吹かせてみてはいいのではないかと考える。いま宮城県には611のNPO法人がある。その法人をカテゴリーごとに分類し、行政目的に応じて、連携するNPO法人を選択するというシステムをつくり、県庁の中にもその業務を行うコーディネーター的なものを、配置できればいいのではないかと考えるところである。

私自身がNPO活動を行っているので、この場で大きなことは言えないが、NPO法人は、なかなか行政として関わるには難しい分野において、人や社会にとって、本当に必要なスキル、あるいは先駆的なものをたくさん持っている。そこへの協働を呼び掛ければ、目的に合うような窓口がたくさんあることから、その門戸を開くことによって、子どもたちの将来へのビジョンなり、それに対するスキルアップが図れるの

ではないかと思うので、その活用を検討していただければと考える。

もう一つとして、教員の研修の充実も必要であるし、また、学校図書館の充実も必要なのではないかと思う。先ほどの小野寺委員の話にも関連するが、作文を作るときには国語力だけではなく、数学力も必要となる。私も本を書いているが、「数学ができるんですね。」という声をもらう。文章を成り立たせるということでは、数学と国語は切り離せない関係にあると思うので、読書の習慣について呼び掛ける必要があると考える。

そのほかでは、「IT化」ということも随分進められており、これも時代のニーズに応えたもので、大事なことであると思う。しかしながら、やはり人間は「読み書き・そろばん」ということ、いまはそろばんを使わない環境であるが、「読み書き」の部分、それが人の心や情緒を少しずつ落ち着かせるのではないかと考えるところである。「変換できるからいい。」と、漢字が書けなくなっている子どもたちが多くなっているし、そういう大人も多くなっていると言われている。その部分について、もう一度見直す教育を行っていくべきではないかと感じているところである。

小野寺委員

佐竹委員はNPO活動にも力を入れている。私もNPOとの連携は、一つの課題であると思っている。県では、その取り組みについて進めているところなので、全くそのとおりであると考えている。

それから、「協働教育」の部分の目標指標の取り方について、その施策を代表するものと思えないものがあるのではないかと考える。「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」を見た場合に、目標指標の一つは「朝食」となっている。朝食を取らない児童の割合がいまは3%だから、2%を目標にするということであるが、この点をどのように解釈すればいいのかと考えてしまう。不登校の割合を3%から2%にするということとは、やはり捉える趣旨が違うのではないかと考えている。

ここの、朝ごはんを目標指標としている狙いは、協働して、子どもの生活習慣の形成を目指すという理解で構わないということだろうか。私が思うに、「ルルブル」を始めて今年で2年目にあるので、これをこの施策内に取り込んでいけば、「ルルブル」というものも広がっていく気がするということが、まずもって1点目である。

もう2点述べたい。高校教育についての協働教育の指標が見当たらない。例えば、県立高校の将来構想の検討では、「地域とつながる高校」とか、「地域とともに生きる高校づくり」について話し合っている。この高校の将来構想においても、高校教育においても、「協働」ということを重視していることから、この部分を加えることについて検討してほしい。これが2点目。

3点目として、この施策番号14を構成する事業は6つであり、他の施策と比べてみても一番少ない。少ないから問題であるということではないが、昨年度から取り組みを始めた「基本的な生活習慣定着事業」は、協働して生活習慣の定着を目指すというものであることから、そのような事業もこの中に組み込んでもいいのではないかと考える。それから、いわゆる「志(こころざし)教育」の中にある職業体験とか、インターンシップについても、この施策に非常に関係する事業であることから、そのような視点も入れて、この施策を捉えていく必要があると感じる。

委員長

色々な意見が出てきているところであるが、本日のこの場合は、これを知事部局の評価委員会に提出するために、教育委員会として修正が必要であるか、あるいは認めるかといった点についての議論が必要となる。その点ではいかがか。

小野寺委員

1政策5施策について、妥当な評価であると考えている。とかく自画自賛的な評価になりがちなところを、結構控えめに評価をしていると私は思う。冒頭にも述べたが、これから、これらの施策を今後どう進めていくかということになると思う。そういうことから、知事部局の行政評価委員会に提出する上での評価については、修正なくこの

委員 長 内容で妥当と考える。

私は最初に述べたこととなるが、学力テストの結果、宮城の点数は良くないが、この2年ぐらいの間に、教育委員会として色々な取り組みを行ってきたことは、何らかの効果が現れてきていると判断できると思う。しかし、例えば学力を上げるためには、家庭であるとか学校以外のところからも応援をもらう必要があり、その部分にも取り組まなければならないが、その部分の実はあまり上がってはいない。

そうすると、点数のように数値が明確に見えるものは、「やや遅れている」という評価になり、家庭における話や取り組みなどは評価がしにくいので、結局のところ「概ね順調」のように評価されている点が、気になるところである。もしかすると、努力した部分や、成果を上げたところから見ると、反対の評価結果もあるのではないかという思いがある。

しかし、それを反対に記述をすると、今度は、「これがちょっとおかしいじゃないか。」という話になってしまうという感じがある。その部分を悩みつつ思慮すると、小野寺委員の意見に集約されるという思いになる。そうではないという意見があればお願いしたい。

教 育 長 意見をいただく前に、先ほどから、いくつか出されている委員の質問に、答えうる限り答えたいと思う。

最初に、「はやね・はやおき・あさごはん」の関係で、欠食する児童の割合を算出していることについて、これは「全国学力・学習状況調査」の中に、この項目があることから、これを援用しているということになる。佐竹委員ご指摘のように、ただ、朝食を取っているかどうかだけではなく、どういう形で取っているかということも、極めて大きな問題であると認識している。小野寺委員からの話のあった「ルルブルのすすめ」の中では、推奨項目の一つに、「みんなで一緒に楽しく食べましょう」という項目を掲げているので、このような部分で指摘を受けた趣旨をアピールしていきたいと考えるものである。

次に、NPOの活用ということ、高校での協働教育というような話があった。委員ご指摘の要点は、社会の教育力、地域の教育力を、極力、学校教育の場に取り込んでいくということであり、学校の方向性として必要であると考えられるものである。県全体として、そこをシステム化していく仕組みの検討をすすめているところである。

また、学校図書館の話については、学習の全ての基本は言語能力だと考えるものであり、その言語能力を育てていくには、やはり本を読むことが基本であると思う。小さい頃から、いかにして本を読む習慣を身につけさせるのか。そこが極めて大きなポイントだと思われるので、そういった視点で、どのような取り組みを行えば実効性が上がるのか、さらに考えていきたい。

それから、もっとここの施策に盛り込むべき事業があるのではないかというご指摘があった。今回、評価の対象になっているのは、第1期の行動計画であり、平成19年から平成21年までを期間とする行動計画になるため、最近、取り組みを開始した事業は、この中に入っていないという事情がある。平成22年からの第2期行動計画においては、新たな事業も取り入れることになるので、その中で評価が行われるということになる。

佐々木委員 教育委員会の自己評価として、これを議会に提出するということを踏まえて、いくつかの施策の中で「概ね順調」と評価されたところとはもかく、「やや遅れている」と評価された15、16の施策について、「施策を推進する上での課題等と対応方針」のところ、「事業構成の方向性」の欄がある。ここがいずれも「現在のまま継続」となっている。「やや遅れている」と自己評価したところを、「現在のまま継続」というのは、適切であるとは思えない。やはり、一歩前進を目指す表現にすることはでき

ないのであろうか。「やや遅れている」と評価した施策を、「現在のまま継続」ということは、前に進む姿勢が感じられないと評価されてしまうと思う。一步前進を目指した「新たな構成を検討する」など、何か少しでも努力する姿勢が見える方向性にしたほうが良いと思うが、いかがか。

記載する「文言」については、いくつか選択肢が決まっているのか。

教 育 長

記載する方向性については、定められた文言パターンから選択するというものである。先ほどの回答のとおり、基本的な認識として、県が取り組んでいる方向性が誤っているとは考えていないところである。いままでの取り組みにより一定の成果が出てきており、その取り組みについてさらに力を入れていくという意味での、「現在のまま継続」ということになる。

佐 々 木 委 員

いまの説明にあった「さらに力を入れていく。」部分については、この評価票の中のどこで表現することとなるのか。

総 務 課 長

「施策を推進する上での課題等と対応方針」のところの、「事業構成の方向性」という欄の評価の表現について、「基本的な事業構成は継続して行う。」という趣旨で記載を行っている。その表現としては適切ではないかもしれないが、次の「方向性の理由」の欄において、そのことを補佐した内容を記載しているものである。

委員から指摘のあった施策番号15, 16は、成果は出ており方向性は間違っていないという分析を行った上で、「基本的な事業構成は継続する」という趣旨である。

委 員 長

佐々木委員の発言のとおり、「やや遅れている」というのは、「やや遅れているので、もっと力を入れる」というのが一般的であると考え。そういう意味では、「努力をして、あるところまでは来ているが、まだ目標には達していない。さらに力を入れて、これまでの努力を続ける」というような表現が適切ではないかと考える。

総 務 課 長

さきほどの説明の補足となる。趣旨としては先ほどの説明となるが、よりわかりやすい表現を行うため、「事業構成の方向性」の欄については、「現在のまま継続」か、「見直しが必要」か、いずれかの区分で記載することと作成要領で指示されている。それにより内容を検討した結果、大幅な見直しが必要とは思料されないので、「現在のまま継続」という記載を選択しているものである。

委 員 長

記載方法の自由がないので、「少し力を入れて現在のまま継続」というニュアンスで、気持ちが伝わるようにするということである。

そのほかにかが。

勅 使 瓦 委 員

評価の「概ね順調」と「やや遅れている」という部分は、どちらにしても、取り組んできた反省を踏まえて「次年度の対応方針」を立てるということになるが、「概ね順調」と評価された施策のそれが、非常に大きくりの表現になっている。豆乳で言えば、上の湯葉の部分しか記載していないように感じる。

「やや遅れている」と評価された施策は、かなり具体性のある対策方法と言うべき記載になっている。例えば、施策番号15については、「学力向上支援チームを中心に何々を実施する。」という文言になっており、施策番号16も同様である。

しかしながら、「概ね順調」と評価された施策番号14は、「連携」や「周知」など、非常に曖昧な文言になっている。「概ね順調」であるのだから、さらに上を目指していくための具体的な内容が必要であると感じる。

委 員 長

ひとつとおり意見がでたところと思うが、その他になにか意見があれば伺いたい。

小 野 寺 委 員

最後に一つ意見を述べたい。施策番号23の「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」について、これも「概ね順調」という評価である。昨年度も述べたと思うが、県が調査する施策は、県民の重視度が高いものである。ただし、この施策は、直接的に「学校の子どもたち」に関わらない面があるためか、県の施策の中では重視度が非常に低いと感じている。それから、この施策は、県民の満足度で「わからない」

というのが約半数あり、その部分の真意がどこにあるのか測りかねている。

この施策は、どの年代層でも関心があると思うのだが、この県民意識調査の結果をどのように読み取って、どのように活かしていけばいいのかと思う。「県民への広報が足りない」ということであるが、それだけではなく、事業そのものが県民のニーズや要望に応えているのか、あるいは応えきれていないのか、考えるべきである。行政の事業にも限界はあるわけで、いまの事業が県民にとって魅力のあるものなのか検討が必要であると思う。もちろん、専門家が内容を研究して構成した事業もあることから、「概ね順調」は妥当と考えるが、もう少しその事業の魅力度を高めるような工夫・改善が必要ではないかと思う。予算的な制約があるとは思いますが、もう一步、発想の転換をして、この施策が良い方向に進んでほしいと考えている。

委員長

いまの小野寺委員の意見を踏まえて、私からも一言申し上げる。

生涯学習社会とは、学校教育が終了した後、生きていて自分たちの暮らしをより良くしたい、地域をもっと活性化させるために、皆で学んで、それを実現する努力をしていく社会のことを指すと、私自身は考えている。NPOの登場というのは、まさにこの部分の話である。だから、そのNPOとの連携や活用という話では、まだまだ不十分なところが多くある。

それから、いま予算等が少なくなり、公民館のような場所一つのベースにして、地域に来る交付金のようなものを分け合い、「道普請」的なことをやろうという動きがあちらこちらで起きてきている。

そのときに、どのような形で、教育庁が長年培ってきた「地域活動」を活性化して、そのような取り組みの推進役になるかというのがテーマだと考えている。しかしながら、元々の施策の目的にはその項目がない。項目がない部分は評価にならないから、「概ね順調」という評価になってくるし、やむを得ない部分である。

本当は、目標はもう一段高いところに設定し、取り組まなければならない課題はこれだけあるという思いを持つところであるが、教育庁の中で実際に取り組んでいるものを、ある指標で割れば、ここにある評価になると感じる次第である。

委員長

そのこのところを各委員が感じているということを踏まえて、この事務局案について可決ということによろしいか。

委員長

(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

9 課長報告等

平成23年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考について

(説明：教職員課長)

「平成23年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考について」、4月26日に選考要項を公表していることから、本年度の主な改善点・変更点について報告申し上げます。

まず改善点・変更点の1つ目として、平成23年度の教員採用試験では採用予定者数を昨年度と比べて約130名ほど多い、475名程度としている。これまでも退職予定者数や想定学級数などを総合的に勘案して、採用予定者数を決定してきたが、今年度については、各学校における定数内の常勤講師の増加も踏まえた採用予定者数を設定している。これにより定数内の常勤講師の増加に歯止めをかけ、正規任用職員の充実に結び付けたいと考えている。

改善点・変更点の2つ目として、中高数学・理科、高校農業・工業・水産の筆記試験を、東京会場でも実施することとしている。昨年度の実験者数は、農業が21名、工業が38名、水産は1名であった。優秀な人材を確保するためには、ある程度競争が必要であることから、1人でも多くの受験者を確保して、優秀な人材の採用につなげたいと考えており、仙台会場と同じ日程で、東京会場での採用選考試験を実施するものである。また、学習指導要領の改訂に伴う理科・数学教育の充実を図るためにも、優秀な人材の確保が必要

と考えており、中高数学・理科についても東京会場で実施するものである。

3つ目の改善点として、教職経験者特別選考を実施するものである。現在、講師として勤務している方や、現職の教員として勤務している方の受験に掛かる負担に配慮し、1人でも多くの優秀で即戦力となる人材確保を目指すものである。対象は、出願時に宮城県内・仙台市内の国公立学校の教育職に就いており、過去5年間で宮城県内・仙台市内の国公立学校での常勤講師、または代替養護教員としての経験が24月以上ある者、または、出願時に学校教育法第1条に定められ学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、または養護教諭に、継続して24月以上就いている者としている。

この教職経験者特別選考では、第1次選考において教職教養試験に替え、集団面接を行うものである。なお、この第1次選考の合格者数については、原則として一般選考と教職経験者特別選考の出願者数に応じて決定するとしている。

4つ目は、小学校教諭第1次選考において、体育実技の配点比率を拡充した。優秀な教員の資質として、専門性に優れているということは言うまでもないが、子どもたちと一緒に考えて、行動できる、子どもたちの視線を持てるということも大切な資質である。その一つとして、子どもたちと一緒に運動できる能力、例えば、体育の授業で生徒に見本を見せる、休み時間には子どもと一緒に遊ぶということも大切な要素であると考えている。そこで、小学校教諭第1次選考の体育実技の配点比率を、それぞれ15点から25点に引き上げ、水泳・ボール運動で各25点の合わせて50点とし、子どもと一緒に運動できる能力をより重視した選考を実施したいと考えている。

5つ目として、第1次選考を金曜日・土曜日を実施することとしている。既に職を持っている人たちが数多く受験している現実に鑑み、全員が受験する筆記試験を土曜日、小学校と中高保健体育・美術・音楽の実技試験については金曜日を実施することで、少しでも受験者の負担を減らせるのではないかと考えている。さらに、次年度以降については、土曜日・日曜日に実施できるように調整を図りたいと考えている。

最後に、第2次選考における面接を充実するために、第2次選考の日程を4日間とした。第1次選考を通った方々の授業力であるとか人物像をしっかりと見極めるために、これまでも模擬授業や民間人や校長を中心とした面接と県教育委員会職員による面接を実施してきたが、より人物をしっかりと見るために、面接の時間を拡充し、より人物重視の選考を実施したいと考えている。受験者の方々には4日間全て来てもらうのではなく、この中の2日から3日、できれば2日間で済むように配慮をしたいと考えている。

以上のとおり報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員

教育の向上に当たり、力のある教員を確保するということは非常に重要である。この説明を聞いて、いい方向に変化が起きていると感じられる。

聞き逃した部分があるので伺いたい。昨年度より採用予定者数を130人多くするということだが、これは、現在の常勤講師を正規教員に換えていくことから、増やすことができたのか。

教職員課長

これまでも毎年、退職予定者数や翌年度の学級編制の状況を見定めつつ、不確定要素が多い中で予想を行い、採用者を積み重ねてきたところである。その過程において、いわゆる標準法上の定数内常勤講師が、だいが増えているという現状を加味し、今年度の場合は、採用予定者数を多めに設定している。したがって、この選考試験の結果により定数内の常勤講師の割合が若干減少し、正規教員の割合が増えるのではないかと考えている。

ただ、単年度の1回の試験で、定数内の常勤講師を一気に正規教員に切り替えるということは、人事管理上難しい面があり、中長期的に取り組みをすすめていくべきものと考えている。

小野寺委員

これはいいことである。特に6・6講師の部分への取り組みなのか。

教職員課長

そうなる。

小野寺委員

子どもの数が減少している中で、この人数に増やせるということは、退職者数が多いということもあるのか。

教職員課長 本県の場合、いわゆる大量退職の波はまだ来ていない。今年度末の退職者数は、昨年度末の退職者数と大きくは変わっていない。平成36年度をそのピークと見ており、今後は、そこに向けて退職者数が増えていくと考える。

小野寺委員 今回、教職経験者特別選考ということだが、私自身、学校現場にいた時、講師の中に、「この人を採用してほしい。」と思う人がいたことがある。しかしながら、実際に学校の仕事に就いて夜遅くまでやっているため、「教員採用試験の勉強をする時間がない。」と言われる。確かにそのとおりだろうと思うところがあった。例えば、部活の指導をしていると、私から「帰って勉強しなさい。」と言っても、そう簡単には帰られないところがある。それが頭に残っていたので、2年ほど前、前教職員課長に「その点について配慮を求めることはできないのか。」と聞いたことがあるが、「人事上の規定により、配慮はできない。」という回答だった。

教職員課長 そこを押さえた上で、この教職経験者特別選考において、教職教養試験の部分を集団面接に替えたという理由は何か。

小野寺委員が述べられた内容とほとんど同じであるが、現に、学校現場でかなり評価の高い講師がいるという実態があり、実際に小中学校の校長先生を中心として、教職経験を考慮する試験のあり方についての要望があったということも踏まえて課題意識をもって検討してきた。

筆記試験については、教職教養試験と専門教養試験があるが、2年以上、現場ですでに実績を積んでいるという点を考慮し、他の一般受験者と同様に、あらためて教職教養試験を課すのではなく、集団面接という形で代替することで、ペーパーテストの負担の軽減を図ろうということである。

しかしながら、その一方で公務員の「採用試験」であることから、地方公務員法の規定に基づき、公平性や客観性の確保に配慮が必要である。先ほどの「人事上の規程」とはこのことを指していると考えられる。今回の方式では、一般選考と特別選考の1次試験合格者数の割合は、それぞれの出願者数の割合に応じて決めることにしている。

従って、一般選考から入るにしても特別選考からにしても、いわゆる競争倍率はほとんど変わらないものである。そういった意味で、「こちら側の扉から入ったほうが、合格しやすい。」ということはない。その前提の中で、一般選考と特別選考とでは、試験の内容や評価の物差しが違う新しいルートに用意したということである。

勅使瓦委員 選考のときの優秀な人材という点について、当然、優秀な人材を獲得したいと考えるが、この「優秀な」という定義について、それがあるのであれば伺いたい。

また、採用に関して。その定義の中にも優先順位があるのであれば、その部分も教えていただきたい。

そしてもう一点。県教育振興基本計画の中で、児童生徒に対しては、「志（こころざし）教育」をしっかりと行おうとなっているが、教員については、その教員になるうとする「志（こころざし）」をどれくらい重要視して採用していくのか伺いたい。

教職員課長 まず、「優秀な教員」という部分については、数年前に、「宮城の教員に求められる資質・能力」として、7つの要素を謳っている。これは採用試験のためということではなく、教員研修を実施していく上で目指すべき能力というもので、授業力、子ども理解力、生徒指導力、学校を支える力、情熱、自己研鑽力、たくましく豊かな人間性という7つの要素である。

採用選考の中では、この7つの要素のうち、県としては、最後の3つの要素が、教員の資質として基盤になる部分だと考えている。「情熱」、「自己研鑽力」、「たくましく豊かな人間性」をこの採用試験の中でも、重視したいということである。

採用試験は、ペーパー試験の結果だけではなく、面接や模擬授業の中の質疑応答等を利用し、この資質を計ることも重要と考えている。最近の学習指導要領の改訂の内

容や、あるいはまた、新しい「県教育振興基本計画」の中にある「志（こころざし）教育」の理念を押さえているかといった点を、面接試験などを通じて、しっかりと見ていきたいと考えている。

委員長 採用時にもこのような改善策を講じて、優秀な人材を確保し、宮城県の教育力を高めていくということと理解できる。

10 次期教育委員会の日程について

委員長 次回の定例会は6月16日（水）午後1時30分から開会する。

11 閉会 午後3時36分

平成22年6月16日

署名委員

署名委員